

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団役員等の報酬及び費用弁償に
関する規程

(平成25年3月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団（以下「事業団」という。）定款第13条第1項、第2項及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員及び役員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の額)

第3条 常勤役員に対しては、別表に定める報酬を支給する。

ただし、事業団の職員を兼ねる場合は支給しない。

2 非常勤役員に対しては、別表に定める報酬を支給する。

ただし、国又は地方公共団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）の身分を有する者には支給しない。

3 常勤役員に対しては、通勤手当を支給する。なお、通勤手当の額は、事業団給与規程の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬の支給日は、次の各号に定める日とする。

(1) 報酬が月額で定められている常勤役員にあっては、事業団給与規程の適用を受ける職員の給与の支給日とする。

ただし、常勤役員が退任又は死亡したときは、随時支給することができる。

(2) 報酬が日額で定められている役員等にあっては、当該職務執行の日。

2 報酬が月額で定められている常勤役員が新たに就任した場合は、その就任の日から支給し、退任した場合は、日割計算により退任した日までの額を、また死亡した場合は、その死亡した日の属する月の全額を支給する。

ただし、いかなる場合においても重複して報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項の規程にかかわらず、市の区域内の旅行について支給する旅費の額は、事業団報酬及び旅費等に関する規程の適用を受ける職員の例による。

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、事業団職員の例による。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年3月26日理事会決議）

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。（令和4年6月21日評議員会決議）

別表

区 分	報酬額	旅 費 額				
		車賃 (1kmにつ き)	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
				甲地方	乙地方	
常勤役員	月額 430,000円 以内	37円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
非常勤役員	日額 8,300円					